

2024年6月25日

広島大学消費生活協同組合

学生賠償責任保険 加入確認書

学生賠償責任保険に加入していることを証明します。

契約番号	発効日	保障終了日
※保障は卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。		
被保険者	様	
加入コース	学生賠償責任保険 + 一人暮らし特約 (19HK)	

保障内容	保険金額
●日常生活および実習中（正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む）における賠償事故（国内・国外） 示談交渉サービス付（国内での賠償事故） ・日常生活での他人に対する賠償責任を保障 ※自動車・バイク（原付を含む）による賠償事故は対象外です。	1事故 最高3億円まで
●正課の講義（インターンシップを含む）等における賠償事故（人格権侵害）・費用損害（国内・国外） ・他人のプライバシー侵害や名誉毀（き）損に対する賠償責任 ・費用損害における賠償事故（国内・国外）	年間 最高500万円まで
●事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、 保険会社の同意を得て慣習として支払った費用（弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用）を負担した場合	被害者1名につき 最高50万円まで
●ケガにより加入者（被保険者）が所定の後遺障害を負った場合	最高10万円まで

⊕ 一人暮らし特約	借家人賠償責任保障	示談交渉サービス付	1,000万円まで
	家財保障	火災 破裂・爆発 水ぬれ 風水害 他の戸室の事故に伴う漏水	200万円まで
		破損・汚損	50万円まで（免責金額1万円）
		臨時費用	損害保険金の10%（20万円まで）
	盗難保障	家財・自転車盗難	50万円まで
		現金盗難	10万円まで
	修理費用保障	借用住宅修理費用	15万円まで
		水道管修理費用	1事故1敷地内ごとに最高10万円まで
父母駆けつけ費用保障	父母駆けつけ費用（救援者費用）	10万円まで	

※保障内容の詳細は、CO・OP学生総合共済パンフレットまたは、「共済+保険 ハンドブック」などをご参照ください。

※学生賠償責任保険（一人暮らし特約）の保障対象は「被保険者の借用戸室（※1）および借用住宅（※2）」です。また、被保険者が転居した場合は転居先の借用戸室および借用住宅が保障対象です。（※1）借用戸室：被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物の戸室をいいます。（※2）借用住宅：被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸をいいます。ただし、建物または住戸内に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。よって、日本コープ共済生活協同組合連合会が発行する保険加入者証および加入確認書には、借用戸室および借用住宅の所在地は記載していません。ご理解の程、よろしく申し上げます。

ご不明な点などございましたら、下記にお問い合わせください。

広島大学消費生活協同組合	
電話番号 082-424-2525	フリーダイヤル 0120-16-9431
受付時間 09:00 - 18:00	
営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）	

引受幹事保険会社/三井住友海上火災保険株式会社
加入確認書発行団体/日本コープ共済生活協同組合連合会
団体保険契約者/日本コープ共済生活協同組合連合会